資料№.１

村上市子ども・子育て会議について

設置目的

村上市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第７２条第１項の規定に基づき、村上市の子ども・子育て支援施策の推進を図るため設置されている会議体です。

所掌事務

1　保育園や認定こども園などの利用定員の設定に関して意見を述べること。
2　小規模保育施設や事業者内保育施設などの利用定員の設定に関して意見を述べること。
3　子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。
4　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該政策の実施状況を調査審議すること。
5　このほか、村上市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

組　織

会議は、委員１５人以内で組織します。その委員は子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者や学識経験のある者などに市長から委嘱させていただいております。

○村上市子ども・子育て会議条例

平成25年６月27日
条例第36号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、村上市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。
(1)　法第72条第１項各号に掲げる事務を処理すること。
(2)　前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。
（組織）
第３条　子育て会議は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　子どもの保護者
(2)　関係団体の推薦を受けた者
(3)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(4)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（委員長及び副委員長）
第５条　子育て会議に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　子育て会議の庶務は、こども課において処理する。
（報酬及び費用弁償）
第８条　委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（招集の特例）
２　子育て会議の最初の会議は、第６条第１項の規定に関わらず、市長が招集する。

附　則（平成30年12月25日条例第42号）抄

（施行期日）
１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月23日条例第９号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。